

建物の解体・改造・補修作業等を検討されているすべての方へ

作業前に有資格者による石綿（アスベスト）含有事前調査が必要です

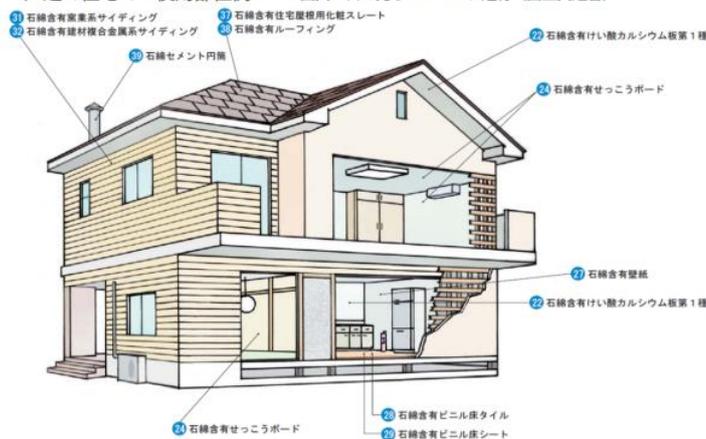
石綿（アスベスト）と大気汚染防止法の改正

石綿は、耐火・耐熱・防音性に優れ、高度成長期を最盛期として建築材料に多く使用されてきました。しかしながら、飛散した石綿の繊維を吸い込むと、長期の潜伏期間を経て悪性中皮種や肺がん等の肺疾患を引き起こすことが分かり、平成18年に全面的に使用が禁止されました。

今後、建物の解体工事が年々増加していく見込みのため、令和2年に大気汚染防止法が改正され、従来の吹付け石綿（レベル1）、石綿含有保温材等（レベル2）に加え、令和3年4月1日から新たに石綿含有成形板等（レベル3）を含む、すべての石綿含有建材の飛散防止対策が強化され、一般住宅の改修や解体工事（日曜大工やDIYを含む）を行う際にも、事前に石綿含有の有無を調査することが義務付けられました。

なお、石綿含有成形板等（レベル3）は、通常の状態では石綿が飛散する恐れはありませんが、セメント等と石綿が混ぜて固められており、見た目では石綿含有の有無を判断することは非常に困難なため、石綿の事前調査を行わずに、石綿が含まれている可能性のある建材の切断、破砕などを行わないよう注意してください。

<戸建て住宅での使用部位例> ※出典：目で見えるアスベスト建材（国土交通省）



- ・壁に釘を打つ、抜く
 - ・追加で塗装する場合 等
- 周囲の材料を損傷させる恐れのない軽微な作業については事前調査不要

※電動工具等を用いて壁に穴を開ける作業は事前調査が必要です。

石綿（アスベスト）含有事前調査の義務と手順

建物の補修・改造・解体工事を行う際は、石綿の事前調査が必要です。

建築時期、構造、規模に関わらず、すべての建物が調査の対象となります。

○工事を業者に発注する場合

- ・受注した業者が事前調査を行います。発注者は事前調査に係る費用負担が必要です。

○所有者自らが施工する場合（日曜大工やDIY）

- ・建築物石綿含有建材調査者の資格を持つ業者に、有料で事前調査を依頼してください。

[資格者による事前調査の手順]

1. 設計書等により建築材料等を確認し、石綿含有建材データベース等を活用した調査を行う。
2. 現地での目視により、書面調査との相違等を確認する。判定できない場合は、分析調査を行うか「石綿有り」とみなす。「石綿無し」とみなすことはできない。
3. 同一材料ごとに試料採取し、分析を行う。

※調査結果は、当該建物の工事を将来行う際にも活用できます。大切に保管してください。

業者が施工した工事の建築廃材について

産業廃棄物として施工業者が処理責任を負うため、一般廃棄物として町が処理することはできません。悪質な不法投棄等につながらないように、工事発注者は施工業者の提示する産業廃棄物処理費用をしっかりと負担し、適正に処理されるよう注意・確認を行ってください。

●「建築廃材」とは？

家屋や小屋、倉庫等の建築物の解体・撤去・改修等を行う際に排出されるものが該当します。
例) 屋根材、外壁材、内壁材、天井材、床材、断熱材、便器や配管等据え付けられたもの、瓦、スレート、サイディング、石膏ボード等のボード類、グラスウール 等

●一般家庭での日曜大工やDIYに伴い発生する建築廃材

処理困難物となるため、一般廃棄物(粗大ごみ)として南原処理場に搬入することはできません。ただし、「木材のみで構成されたもの」は、少量(1日1回100kgまで)搬入することができます。

例) 木工製品(原型がわかるもの)、輸送梱包の型枠材、塗装されていない木材や端材 等

※上記以外のものが混載状態で搬入された場合や、木材のみの構成でも建築物の解体・改修工事に伴い排出されるものと判断される場合は、粗大ごみとしての受け入れをお断りします。

●木製家具等を南原処理場へ搬入する場合の注意点

建築廃材には該当しませんが、原型が分からない状態の場合、解体等工事で排出されるものと判別がつかなくなるため、粗大ごみとしての受入をお断りすることになります。

木製家具等を廃棄する場合は、分解等はせずにそのままの状態以南原処理場へ搬入ください。

※ご家庭から処理場への運搬が困難な場合は、粗大ごみの戸別収集(事前申込制・有料)サービスをご利用ください。[申し込み先: 株式会社八丈島衛生総合企画 04996-2-0855]

お問い合わせ先・参考ウェブサイト

●南原処理場での粗大ごみ受け入れに関する事 八丈町住民課環境係 04996-2-1123

●石綿(大気汚染防止法)に関する事 東京都環境局環境改善部 大気保全課 03-5388-3493

石綿飛散防止等に係る普及啓発・広報資料(環境省)
<https://www.env.go.jp/air/asbestos/kouhou.html>



東京都アスベスト情報サイト

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/
目で見えるアスベスト建材(国土交通省)

https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3_.html

石綿含有建材データベース(国土交通省)

<https://asbestos-database.jp/>